

貼紙掲示による周知方法

愛知県から尾張区域（春日井市含む）にPM2.5 注意喚起情報が発令された場合は、その旨を市環境保全課（公共施設にあつては所管課等）から連絡いたします。

その際には、掲示板等をご利用のうえ、来店者（来館者）の皆様にご周知いただきますようお願いいたします。（掲示方法に関しましては下記をご覧ください。）

掲示方法

- (1) 掲示文書（別添のとおり A3程度の大きさの用紙に印刷してください）

(例) PM2.5 注意喚起情報発令中

- 1 外出や屋外で長時間の運動をできるだけ減らす、窓の開閉を減らすなど注意しましょう。
- 2 外出する場合は、マスクを着用するなどの対策をとるようにしてください。
- 3 呼吸器系や循環器系に疾患のある方や小さなお子さん、高齢者の方は、体調に応じてより慎重に行動するように心がけてください。

問い合わせ先 愛知県大気環境課 (電話 052-954-6216)
春日井市環境保全課 (電話 85-6217)

- (2) 掲示場所

店内（館内）の掲示板や出入口ドア付近など、来店者（来館者）の目に留まりやすい場所に掲示してください。

- (3) 解除後の対応について

注意喚起情報が解除されたときには、その旨を連絡させていただきますので、速やかに掲示文書を撤去してください。

また、注意喚起情報について、PM2.5の濃度に関わらず午前0時をもって解除されます。解除前であっても、施設等の閉館時には、周知の看板・貼紙等はずしていただくよう、対応をお願いします。